

専用袋集金取扱規定

1. (使用目的)

この集金専用袋使用による集金取扱を「専用袋集金」といい、当行所定の「入金票」に記載された指定口座へのお金処理に使用するものであります。

2. (使用方法)

- (1) 現金のほか預金に受入れることのできる証券類を当行所定の「入金票」に入金日付、氏名、口座番号、入金額、および金種明細を記入し、「集金専用袋」に入れてください。
- (2) 一入金票につき、一袋を原則とします。但し、現金が多く一入金票について複数袋となる場合は、入金票の備考欄へその旨を記入してください。

3. (入金袋の取扱い)

「集金専用袋」は、当行所定のものをご使用ください。

4. (預金への受入処理)

- (1) 「集金専用袋」内の現金、証券類は、当行所定の手続きにより、指定の預金口座に受け入れますので、遅延なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、当行所定の「入金票」に記載された金額が、当行で確認した現金、証券類の金額と相違している場合には、当行で再鑑確認しました金額をもって入金額と致します。

5. (解約等)

この契約は、当行の都合により何時でも、解約することがあります。
また、使用者が3ヶ月以上ご使用ない場合も同様であります。
この場合、「集金専用袋」は、ご返却いただきます。

6. (手数料)

「集金専用袋」の利用に伴う手数料は、別に定める料金をいただきます。

7. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行当座預金・普通預金等の規定により、お取扱い致します。

8. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上